

海技大学校 学生寮寮則

(昭和 38 年 3 月 1 日施行)

改正 昭和 58 年 2 月 17 日

改正 平成 20 年 6 月 27 日

改正 令和 5 年 4 月 25 日 海技大学校達第 1 号

前文

学生寮は学生の憩いと勉学のあるべき場であるばかりでなく、寮生活を通じて、船舶職員としてよりふさわしい人間性の向上をも目指している。

すなわち、寮生活において団体生活の場であることを充分留意するとともに個人的な生活の場であることも考慮に入れ、その生活態度は寮内はもちろん寮外においても、常に教養ある大学校生としての自覚と良識に立脚したものでなければならない。

(総則)

- 第 1 条 本則は独立行政法人海技教育機構教育規程実施細則(海技士教育科海技専攻課程・技術教育科編)(平成 28 年海技教育機構達第 69 号)第 24 条に基づいて定め、海技大学校校則(令和 5 年 3 月 30 日海技大学校達 6 号)に基づいて、入寮生に適用する。
- 2 本則は寮内の規律を維持し、前文の目的を達することを目的とする。
- 3 本則の施行は、学生課の指導のもとに、入寮生がこれにあたる。

(寮生活)

- 第 2 条 寮生活における留意点、日課は別に定める。

(学生当直)

- 第 3 条 当直学生は、日課の遂行及び規律の維持にあたる。
- 2 当直学生は寮内生活を円滑に行うための推進力であるから、これにあたる学生は誠実にそのつとめを果たさなければならない。
- 3 当直学生の勤務は学生課の定める当直表による。
- 4 当直要領は別に定める。

(防火防災)

- 第 4 条 防火、防災は海技大学校防火管理規程によるほか、当直教員並びに当直学生の指揮に従い活動する。
- 2 寮内では指定された場所以外での火器類の使用は厳禁とする。

(罰則)

第 5 条 次の各項目に該当する行為をしたものに対して、独立行政法人海技教育機構教育
規程実施細則(海技士教育科海技専攻課程・技術教育科編)(平成 28 年海技教育機構達第 69
号)第 71 条に基づき、海技大学校が定める懲戒に関する規則(令和 5 年 3 月 30 日海技大学
校達 7 号)に従い、懲戒及びその他の教育的措置を行うことができる。

- 一 寮則に違反する行為をしたもの。
- 二 他人に迷惑をおよぼす行為または暴行をしたもの。
- 三 公共物または他人の金品を故意に破損または盗みをしたもの。

附則

この寮則は、昭和 38 年 3 月 1 日より施行する。

附則

この寮則は、昭和 58 年 2 月 17 日より施行する。

附則

この寮則は、平成 20 年 6 月 27 日より施行する。

附則(令和 5 年達第 号)

この達は、令和 5 年 4 月 25 日より施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。